令和８年度版

古河市男女共同参画年次報告書

（令和7年度「第3次古河市男女共同参画プラン」に係る実施状況）

古河市
KOGA CITY

■ 目　次

１　実施状況報告書について……2

２　「第３次古河市男女共同参画プラン」の体系について……2

３　評価方法について……3

４　令和7年度「第3次古河市男女共同参画プラン」に係る実施状況……4

（1）基本目標Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成……5

（2）基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進……13

（3）基本目標Ⅲ　ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備……19

５　指標項目一覧（再掲載）……27

６　評価結果について……29

■　実施状況報告書について

古河市では、男女が自らの意思と責任により、あらゆる分野における活動に参画する社会の実現を目指し、「古河市男女共同参画推進条例」を定めています。本報告書は、同条例第 10 条の規定に基づき、令和 7 年度において市が実施した「第 3 次古河市男女共同参画プラン」に係る施策の実施状況を取りまとめ、公表するものです。本報告書を通じて、市民の皆様に市の取り組みへの理解を深めていただくとともに、一人ひとりが自分らしく輝くことのできる古河市を実現するためのきっかけとなれば幸いです。

■　「第 3 次古河市男女共同参画プラン」の体系について

「第 3 次古河市男女共同参画プラン」は、3 つの「基本目標」のもと、「施策の方向」に沿って具体的な「事業内容」を展開するとともに、「指標項目」を設定することでプランの進捗状況を可視化しています。本報告書では、この体系に基づき、令和 7 年度の各施策における実施状況を掲載しています。

基本目標Ⅰ **互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成**	施策の方向1	男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	施策の方向2	多様な性への理解促進と支援
	施策の方向3	男女共同参画を推進する教育と学習の充実
	施策の方向4	あらゆる暴力の根絶のための施策の推進
基本目標Ⅱ **ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進**	施策の方向1	誰一人取り残さない多様な働き方の実現
	施策の方向2	地方創生と女性のエンパワーメントの促進
	施策の方向3	政策・方針決定の場への女性参画の拡大
基本目標Ⅲ **ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備**	施策の方向1	家庭生活・地域社会におけるダイバーシティの推進
	施策の方向2	国際社会への参画促進

■ 評価方法について

1 指標項目の評価について

指標項目の達成状況については、プラン策定時の数値と令和 7 年度の数値を比較し、「目標達成（令和11年度の目標値を達成）」「改善（策定時の現状値を上回る）」「変化なし（策定時の現状値と同じ）」「低下（策定時の現状値を下回る）」の 4 つの区分により評価を行っています。

2 事業内容の評価について

事業の達成状況については、まず各担当課において事業の実施状況を確認し、達成度に応じて自己評価を行っています。自己評価は、「A（60～100%）」「B（30～59%）」「C（1～29%）」「D（0%）」の 4 つの区分により判定しています。

その後、担当課による自己評価の内容について、古河市男女共同参画推進会議の委員が専門的・客観的な視点から点検を行っています。点検の結果、会議として意見を付すべき指標項目や事業については、該当する基本目標に意見を記載し、事業番号には「R7 意見」のマークを付しています。

3 男女共同参画推進会議意見欄について

「男女共同参画推進会議意見欄」では、プランに掲げる 3 つの基本目標ごとに、本報告書における指標項目や事業の進捗状況について、古河市男女共同参画推進会議が点検を行った結果、意見を付した内容を掲載しています。

意見のあった指標項目や事業については、その内容を今後の事業運営や施策の改善に反映し、男女共同参画施策のさらなる充実に努めます。

古河市男女共同参画推進会議について

市では、男女共同参画の推進を図るため、「古河市男女共同参画推進条例」第 16 条の規定に基づき、市民公募者、学識経験者、各種団体の代表で構成される「古河市男女共同参画推進会議」を設置しています。会議では、「第 3 次古河市男女共同参画プラン」の進捗状況に関する点検・評価を行っているほか、市と協働して様々な啓発活動を実施するなど、本市の男女共同参画社会の実現に向けた重要な役割を果たしています。

令和７年度

「第３次古河市男女共同参画プラン」に係る実施状況

基本目標Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課
1	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	76.4%	→	→	→	→	調査予定		85%	人権推進課
2	家庭生活において男女の地位が平等であると考える市民の割合	30.3%	→	→	→	→	調査予定		40%	人権推進課
3	町内会や自治会等において男女の地位が平等であると考える市民の割合	27.0%	→	→	→	→	調査予定		35%	人権推進課
4	社会通念や慣習において男女の地位が平等であると考える市民の割合	16.7%	→	→	→	→	調査予定		30%	人権推進課
5	介護支援講座の開催回数及び参加人数	12回 221人	12回 261人	12回 227人					12回 240人	高齢介護課
6	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	0講座 （開催なし）	3講座	4講座					3講座	社会教育施設課
7	男女共同参画出前講座	2講座	3講座	1講座					5講座	人権推進課
8	新規DV相談件数	36件	40件	29件					根絶を目指す	子育て包括支援課

施策の方向1　男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し

（1）男女共同参画施策の総合的推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
1	男女共同参画に関する世界・国内及び県の取組状況の情報収集を行い、提供します。	○男女共同参画に関する国等の機関が実施する説明会や研修会に参加し情報を収集する。 ○広報紙、市公式LINE及びホームページ等を利用し、幅広い世代へ男女共同参画に関する情報を発信する。	○5/23(金)および10/28(火)に開催された県西ブロック男女共同参画研究会に参加し、近隣自治体との事業成果の共有を行った。他自治体の先進事例や効果的な啓発手法を取り入れることで、本市における事業の質の向上を図るとともに、広域的な連携体制の構築に努めた。 ○市の男女共同参画週間(2/7～2/13)に合わせ、各庁舎での啓発品配布や総和庁舎での懸垂幕掲示を実施した。併せて、広報紙や市ホームページを活用した情報発信を行い、市民への意識啓発を図った。	A	○近隣自治体との情報共有を通じ、先進的な知見や手法を収集できた。今後も近隣自治体と連携しつつ、好事例を積極的に研究する。 ○例年実施している男女共同参画週間を通じ、市民への継続的な意識啓発を行うことができた。今後も啓発活動を継続し、さらなる理解の促進を図る。	人権推進課	1,2,3,4
2	市民及び事業所に対して、男女共同参画に関する意識調査・アンケート調査等を実施し、意識の把握に努めます。	○講演会、講座等の参加者へアンケート調査を行い、市民及び事業所の意識等を把握する。 ○「令和6年古河市男女共同参画に関する意識調査」の調査結果を分析し、市民及び事業所の意識や実態を把握する。	アンケート結果を分析し、市民の需要の高いテーマである異文化理解を目的とした「地域の多様性理解のための学習会」を11/30(日)に開催し、34名の参加があった。JICA筑波の大貫文氏を講師に迎え、青年海外協力隊での経験に基づく講話を通じて、外国人市民との共生や、地域における多様性理解の意識醸成を図った。	A	アンケート調査の結果を反映し、市民の関心が高いテーマで学習会を開催することで、効果的な啓発に繋がった。海外での実体験に基づく講話は、異文化共生への理解を深める契機となった。	人権推進課	1,2,3,4

（2）人権に配慮し、男女共同参画・多様な視点に立った情報の提供・発信

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
3	男女共同参画やその他の多様な視点を取り入れ、社会情勢に即したフォーラム・講演会・セミナー等を開催し、市民の意識啓発を図る。	○市民や市内事業所等を対象に、男女共同参画に関するセミナー、ダイバーシティに関するフォーラム等、またワーク・ライフバランスに関する研修会等を実施する。 これにより市民に意識啓発の機会を提供し、男女共同参画やその他多様な視点への市民の関心を高める。	11/7(金)に、野本電設工業コスモスプラザにて「ワーク・ライフ・バランス研修」を開催し、市内企業および市職員合わせて100名の参加があった。「多様な価値観を認め合い、共に未来を創る」をテーマとした鬼澤慎人氏の講演のほか、研修冒頭では、高校生・大学生が市内企業および市役所を訪問して学んだダイバーシティやWLBの現状について発表を行った。	A	市内企業関係者、学生、市職員が一堂に会して研修を行うことで、地域全体で多様な働き方を認め合う機運が高めることができた。今後も各参加者とって有益となるような研修機会の提供を行う。	人権推進課	1,2,3,4

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
4	事業所・団体・学校等との連携を図り、男女共同参画の必要性について積極的に情報発信を行います。	○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報を提供する。 ○各庁舎や市内公的機関へチラシ等を設置するほか、市公式HP等の媒体を活用し情報発信を行う。 ○必要に応じ、各種機関と連携し研修会等を行う。	○男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク会員へ講演会等の開催案内を行うとともに、市ホームページ等で広く情報を発信した。開催情報の周知に加え、実施結果を市ホームページに公開することで、参加者以外のページ閲覧者に対しても広く啓発効果を波及させることができた。 ○2/25(水)に開催された県主催の研修「誰一人取り残さない地域防災」に、男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク会員、および市職員の計32名が参加した。能登半島地震における避難所運営の事例を通じ、困難を抱える人々への配慮やジェンダー視点に基づく防災体制の重要性について、官民一体となって認識を共有した。	A	○今後も男女共同参画推進会議委員および男女共同参画古河市民ネットワーク会員との連携を強化するとともに、市ホームページ等を利用した情報発信を行い、幅広い層への啓発活動を実施する。 ○ジェンダーの視点を取り入れた防災の重要性を学ぶことで、地域の防災力の質的向上に資するものと期待される。今後も、誰もが安心することのできる防災体制構築のための啓発を実施する。	人権推進課	1,2,3,4
	事業所・団体・学校等との連携を図り、男女共同参画の必要性について積極的に情報発信を行います。	広報紙面の作成やSNS等での情報発信の際、男女共同参画の視点に立った表現に留意する。また、男女共同参画の必要性について、効果的な情報発信となるよう、各課からの依頼に対し、デザイン等の支援を行う。	広報紙では男女の人権を尊重した紙面づくりを心掛け、年12回の発行を行った。 また、LINEやホームページでの情報発信においても、男女共同参画の視点を意識し効果的な発信を行った。	A	必要な情報を年齢や性別に関係なく、分かりやすい表現で適切な時期に発信できたため。	シティプロモーション課	1,2,3,4
5	国・県・他自治体等が実施する男女共同参画推進に関する研修や講演会等への市民参加を促します。	○各庁舎や市内公的機関へチラシ等を設置する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報を提供する。 ○県西ブロック男女共同参画研究会をとおして他市町と情報交換を行い市民等へ情報提供する。 ○市公式HP等の媒体を活用し情報発信を行う。	○男女共同参画推進会議委員および男女共同参画古河市民ネットワークの合同視察研修として、9/20(水)に開催された県主催「ダイバーシティ＆インクルージョン推進講演会」に18名が参加し、多様な視点による価値創造やダイバーシティ社会への理解を深めた。 ○講演会等の開催情報については、各庁舎や市内公的機関へチラシ等を設置したほか、実施結果を市公式HPに公開し、参加者以外のページ閲覧者に対しても広く啓発効果を波及させることができた。	A	○視察研修を通じ、多様性を尊重する社会の重要性について、各団体間の共通認識を醸成することができた。本研修での学びは、参加者にとって、今後の啓発活動をより質の高いものへと展開していくための一助となった。 ○チラシ等設置による事前周知と、ホームページによる事後発信を組み合わせることで、広い市民層への啓発効果を波及させることができた。	人権推進課	1,2,3,4

(3)性別による固定的役割分担意識の解消

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
6	性別による固定的役割分担意識の解消等の見直しを図り、男性の地域・家庭への参画を促進します。	○国、県等が開催する研修会等について広く周知する。 ○男性中心型労働慣行等の見直しを促し、地域や家庭への積極的な参画を促進する情報を発信する	○2/25(水)開催の県主催研修「誰一人取り残さない地域防災」の参加を募り、32名の参加があった。能登半島地震における避難所運営の事例を通じ、困難を抱える人々への配慮やジェンダー視点に基づく地域防災の重要性について、認識を共有した。 ○「仕事」と育児や介護、趣味、学習等の「仕事以外」の生活との調和を図り、その両方を充実させるため、ワーク・ライフ・バランス研修においてガイドブックを配布した。	A	○ジェンダーの視点を取り入れた防災の重要性を学ぶことで、地域の防災力の質的向上に資するものと期待される。今後も、誰もが安心することのできる防災体制構築のための啓発を実施する。 ○研修においてガイドブックを配布したことで、各企業の取り組みを促す一助となり、仕事と私生活を共に充実させるための環境づくりへの関心を高める契機となった。	人権推進課	1,2,3,4
7	性別による偏見や固定的役割分担意識を改めるよう、広報紙や市公式ホームページ、各種講座・講演会等の実施による意識改革に努めます。	○広報紙や市公式ホームページ、各講座等により幅広い世代へ理解を深める。	市の男女共同参画週間(2/7～2/13)に合わせ、各庁舎での啓発品配布や総和庁舎での懸垂幕掲示を実施した。併せて、広報紙や市ホームページを活用した情報発信を行い、市民への意識啓発を図った。	A	例年実施している男女共同参画週間を通じ、市民への継続的な意識啓発を行うことができた。今後も啓発活動を継続し、さらなる理解の促進を図る。	人権推進課	1,2,3,4,7
8	介護に関する理解や関心を深めてもらうため、出前講座を希望する団体やグループに対し、「みんなのあんしん介護保険」をテーマに講座を開講し、介護保険制度全般についての情報の提供を行います。	○介護保険サービス・認定・保険料等の制度について、直接市民の前で説明することにより、市民の理解や関心を深める。	介護保険サービス・認定・保険料等、制度に関する出前講座の実施。 ・出前講座 実施回数3回、参加延人数61人	A	広く市民に介護保険サービス・認定・保険料等、制度に関する知識の普及・啓発を行った。	高齢介護課	5

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
9	男女で協力して子育てしていけるよう、両親学級の開催や普及啓発を図ります。	○家庭における、父親と母親の役割について考える機会を持ち、お互いに協力して子育てをするという意識を高める。	○パパママクラス 実施回数6回/年 参加110組(実・延)/年 妊婦体験　95組	A	パパママクラスは、妊婦体験や今後の育児について夫婦で共有する機会、沐浴実習等を通じ、夫婦が協力して育児に取り組む実践的な場となっている。実施後のアンケート結果を受け、今年度は抱っこ体験の時間を追加することができた。	子育て包括支援課	1,2,4
10	性別による固定的役割分担意識の解消を促進し、男性が家事等を行うきっかけの場を提供する料理講座や、男性が参加しやすい親子講座等を実施し、意識啓発を行います。	○公民館講座「まなびピアこが」での、男性でも参加できる家事等生活全般の役割を担う料理講座等の周知 ○「広報古河」・ホームページでの、男性向け短期・単発講座の周知を行う。	R7前期講座で2件、R7後期講座で2件、男性向け・親子向けの講座開設を行うことができた。 ホームページにおいて、「まなびピアこが」について周知を行った。	A	中央公民館、つつみ公民館、コスモスモプラザにおいて男性向け・親子向け講座が実施できた。今後も地域に偏りがなく男性向け講座を実施したい。	社会教育施設課	6
11	男女共同参画・ダイバーシティに対する理解と意識改革のため、市職員に対して研修を行います。また、庁内情報システムを利用した情報提供を行います。	○新規採用職員を対象に、男女共同参画・ダイバーシティに関する研修を実施する。 ○庁内イントラネットを活用し情報を提供する。	○4/9(水)に市の新規採用職員33名を対象に、男女共同参画およびダイバーシティに関する研修を実施した。 ○市職員の被災者支援能力向上を目的とし、1/29(木)に浅野幸子氏を講師に招き「被災者支援の質を左右する男女共同参画・多様性の視点」をテーマとした研修を実施し45名の参加があった。 ○庁内イントラネットを活用し、市職員に向け各種研修や講演会の案内、男女共同参画週間等の周知を適時実施した。	A	○新規採用職員研修により、行政運営の基礎となる多様な視点を醸成し、全庁的な施策推進に向けた職員の資質向上を図ることができた。 ○男女共同参画や多様性配慮の視点が被災者の命と健康を守るために不可欠であることを学ぶことで、有事の際に求められる意識や多角的な考え方の習得を図ることができた。 ○職員一人ひとりが男女共同参画関連情報に触れる機会を継続的に確保することで、組織全体における男女共同参画推進への意識醸成を図ることができた。	人権推進課	1,2,3,4
	男女共同参画・ダイバーシティに対する理解と意識改革のため、市職員に対して研修を行います。また、庁内情報システムを利用した情報提供を行います。	○新規採用職員を対象に、男女共同参画・ダイバーシティに関する研修を実施する。	新規採用職員の前期研修において、男女共同参画・ダイバーシティに関する研修を実施した。	A	研修を実施することで、職員の男女共同参画・ダイバーシティへの理解を深めた。	職員課	1,2,3,4

施策の方向2　多様な性への理解促進と支援

(1)多様な性への理解に向けた意識の醸成

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
12 **R7 意見**	多様な性に対する理解促進に向けて、啓発セミナー・出前講座等を実施します。また、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、理解を深めるための啓発活動を推進します。	○研修、セミナー等や出前講座を行い市民の意識啓発を図る。 ○男女共同参画に関する作品募集により市民の関心を高める。	○12/12(金)、古河第三中学校の1年生から3年生の計389名を対象に、アンコンシャス・バイアスをテーマとした出前講座を実施した。 ○男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをテーマとした一行詩「男女の詩(ひとのうた)」を公募し、市内外より913作品の応募を得た。二次選考における投票では、秋の3大祭り(古河関東ド・マンナカ祭り、さんさんまつり、よかんべまつり)における来場者投票1,918票、WEB投票67票を得ることができた。	A	○立場の違いによる無意識の思い込みをケーススタディで体験し、相手の真意を理解する大切さと共感性を学んだ。 ○作品の創作および選考過程への市民参加により、幅広い層への意識啓発を図ることができた。	人権推進課	1,2,3,4,7

(2)性的マイノリティ等への支援

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
13	「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や「茨城県性的マイノリティに関する相談室」等の支援についての情報提供を行います。	○広報紙や市公式ホームページを活用し随時身近に必要な情報にアクセスできるよう環境を整える。また、必要に応じ県と連携し情報を発信することでより幅広い世代へ理解を深める。	人権推進課窓口に「いばらきパートナーシップ宣誓制度」等のチラシを設置するとともに啓発ポスターを掲示した。また、市ホームページに「茨城県性的マイノリティに関する相談室」のリンクを掲載するなど、多角的な情報提供を行った。	A	窓口でのポスター掲示やチラシ設置に加え、市ホームページへ専門相談窓口へのリンクを掲載することで、必要な情報へ迅速にたどり着ける環境を整えることができた。多角的な情報提供は、当事者の不安解消や周囲の理解を深める契機となり、誰もが安心して相談できる体制づくりに寄与した。	人権推進課	

施策の方向3　男女共同参画を推進する教育と学習の充実

(1)学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
14	一人ひとりの人権意識を育むため、小中学生を対象とした人権教室を開催するとともに、中学生人権作文コンテストへの参加を奨励します。	○人権教室の開催を支援することにより、人権教育の機会の提供、および意識啓発を図る。 ○関係機関や人権擁護委員古河部会と連携を図り、市内中学生に意識啓発の機会を提供し参加を奨励する。	○人権擁護委員古河部会による人権教室 ・実施小中学校数：31校 ・参加児童・生徒数：延べ約3,000名 ※人権教室実施時に鉛筆等人権啓発グッズを配布 ○中学生人権作文コンテスト ・応募校数：10校 ・応募作品数：1,366点	A	他人への思いやりや労りの心といった人権尊重意識を養うため、人権擁護委員古河支部の協力のもと、市内全域の学校で取り組みを進めている。	人権推進課	
15	幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	○保育士が常に男女共同参画を意識して教育や保育にあたる。	保育をする上で性別による役割の区別をなくし、保育士が常に男女共同参画を意識し保育を実施した。	A	保育士が保育に当たる際、男女区別することなく保育を行った。	保育課	1,2,4
	幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	○全小中学校において、人権を尊重した教育を実践し、男女共同参画の意識を醸成する。 　児童生徒が、性別にとらわれた役割意識を持たないよう、家庭科や技術・家庭科における男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施等、男女平等教育・学習の充実を図る。	全小中学校において人権教育訪問を兼ねる計画訪問を実施し、児童生徒の男女共同参画意識を含めた人権意識の醸成を図る教育活動を推進した。 市内全小学校での家庭科及び全中学校での技術・家庭科においては、「自立と共生」の資質を身に付ける指導を行った。	A	人権教育訪問による男女共同参画意識の醸成を図る教育活動の推進や、家庭科及び技術・家庭科において男女の役割意識にとらわれない教育の充実等、実施目標を達成できた。	指導課	1,2,4
16	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○関係部署と連携を図り、人権に対する正しい理解と認識を持つことを目的とした人権講演会の開催および参加を促す。	○8/5(火)野本電設工業コスモスプラザで古河市人権教育講演会を開催。古河中等教育学校の研究成果の発表をしたほか、長谷川満氏による講演会を実施。参加者は、市職員、教職員、各種委員会委員、市民119名 ○11/14(金)共和電設とねミドリ館で古河市人権について考える会を開催。小中学生による作文発表(朗読録画上映)のほか、南野奈津子氏による講演会を実施。参加者は、市職員、教職員、PTA役員、各種委員会委員109名 ○4/9(水)、8/21(木)、10/29(水)、11/13(木)市職員を対象に人権・同和問題研修会を開催。参加者は、市職員　571名	A	関係部署と連携・協力し、各種委員、市職員、教職員等多くの参加者を集め、人権教育の一環として、正しい理解を図ることができた。	人権推進課	
	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	市職員、教職員を対象とした人権教育に関する講演会を継続して実施する。	8/5市民、市職員、教職員、PTA、人権関係団体を対象とした人権教育講演会を実施し、また11月には人権について考える会において、小中学生の人権作文発表を行った。	A	市職員・教職員を対象に人権意識の醸成が図れた。	生涯学習課	
17	市主催及び関係機関の研修や講演会等に参加するよう促し、保育現場での活用を図ります。	○研修に進んで参加する。	各保育園との調整、内部業務の調整を行いながら参加した。	A	次年度も業務の状況を見ながら、研修会等に積極的に参加するよう努める。	保育課	
18	男女共同参画の視点に立った教職員の研修等の充実を図ります。	○全小中学校において、人権教育訪問を兼ねた計画訪問を実施し、教職員に対して男女共同参画意識を含めた人権教育について指導する。	全小中学校において人権教育訪問を兼ねた計画訪問を実施し、教職員に対して、人権教育の重要性について資料を基に示すことで、共同参画意識を含めた人権教育について指導を行った。	A	全小中学校に対して人権教育訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた指導を実施できた。	指導課	1,2,4
19	児童生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるよう、発達段階を踏まえた適切な進路指導等の実施を学校へ促します。	○全小中学校において、児童生徒が性別にとらわれず個性と能力に応じて進路選択ができるよう、適切なキャリア教育を推進する。	児童生徒が性別にとらわれず個性と能力に応じて進路選択ができるよう、適切なキャリア教育を推進した。	A	個性と能力に応じた進路選択ができるような指導を実践した。	指導課	1,2,4

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
20 R7 意見	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○家庭教育学級活動において、多くの保護者の参加を促すため、担当者説明会で積極的にPRし、オンライン参加や動画配信を使用した家庭教育学級を促進していきます。	各校、工夫をしながら家庭教育学級活動を行うことができた。親楽ブック学習会は15回の実施があった。小学校1年生のいる家庭を対象とした親子キャンプを実施した。	A	年度初めの担当者説明会等で父親学級の必要性をPRした。親子キャンプにおいては、父親の参加も見られ親楽ブック学習会等を通して交流が図れた。	生涯学習課	1,2,4
	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○全小中学校に対し、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる活動体制を指導する。	全小中学校において、児童・生徒会活動の一環として、協力して委員会活動を行ったり校則の見直しを進めたりするなどして、男女が協力して学校生活を送ることができる体制を整備することができた。	A	全小中学校で、児童生徒が主体的に男女の協力のもと活動することができた。	指導課	1,2,4
	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○保護者参加行事は、男女どちらでも参加できる行事を企画する。	保護者参加行事を企画の際は、父親が参加できるよう意識した運営を心がけた。	A	運動会など、男女どちらでも参加できる種目を取り入れている。	保育課	1,2,4

(2)家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
21 R7 意見	市民を対象とした人権教育講演会や人権セミナーを開催します。	○関係部署と連携し、人権教育の一環として市民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に人権教育講演会等を開催および参加を促す。	○8/5(火)野本電設工業コスモスプラザで古河市人権教育講演会を開催。古河中等教育学校の研究成果の発表をしたほか、長谷川満氏による講演会を実施。参加者は、市職員、教職員、各種委員会委員、市民119名 ○8/23(土)古河断熱中田公民館、野本電設工業コスモスプラザで古河市人権啓発映画上映会を実施。人権啓発映画「三人兄妹」「ホーム」を上映。参加者は、市民、各種委員会委員88名 ○11/14(金)共和電設とねミドリ館で古河市人権について考える会を開催。小中学生による作文発表(朗読録画上映)のほか、南野奈津子氏による講演会を実施。参加者は、市職員、教職員、PTA役員、各種委員会委員109名	A	関係部署と連携・協力し、各種委員、市職員、教職員、一般市民への参加を促し、多くの参加者を集め、人権教育の一環として、人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	人権推進課	
	市民を対象とした人権教育講演会や人権セミナーを開催します。	○市民を対象とした、人権教育に関する講演会を継続して実施する。	8/23に午前と午後で市民を対象とした人権映画上映会を実施した。	A	市民に向け、人権教育の情報発信や学習機会の提供ができた。	生涯学習課	
22	未就学児や小中学生の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。	○市内で子育て支援に関し積極的に取り組んでいる団体に協力を依頼したり、誰でも参加しやすい家庭教育学習を開催する。	親楽ブックを使った家庭教育学級を開催した。また、SNSを活用し家庭教育情報を幅広く周知できた。動画配信では、「こんな時こそ家庭教育」をテーマに、2回にわたり取組み、保護者同士が会えなくても家庭内で取り組める情報の配信を行った。	A	動画配信による家庭教育情報の提供を行うことができた。	生涯学習課	
23	青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	○定期(特別)街頭パトロールを実施し、青少年非行の未然防止を図るとともに、相談スキルの研鑽を目的とした研修を実施する。	定期街頭パトロールを定期的に実施し、問題行動の巡視や青少年への声掛けを行った。また、青少年相談員の資質向上のため、研修会等へ参加した。	A	街頭パトロールを計101回実施するなど、青少年の健全育成及び非行防止の活動を計画どおり実施することができた。	生涯学習課	
24	団体・地域組織等に対し、性別にかかわらず誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。	○研修、セミナー等や出前講座を行い市民の意識啓発を図る。 ○男女共同参画に関する作品募集により市民の関心を高める。	○8/16(土)開催の栗山英樹氏によるスポーツ講演会の実施にあたり、古河市男女共同参画推進会議委員および男女共同参画古河市民ネットワーク会員計11名が運営を支援した。部署を越えた連携により、来場した多くの市民に対し、多様性を尊重する意識の普及を図った。 ○男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをテーマとした一行詩「男女の詩(ひとのうた)」を公募し、市内外より913作品の応募を得た。二次選考における投票では、秋の3大祭りにおける来場者投票1,918票、WEB投票67票を得ることができ、作品の創作および選考過程への市民参加により、幅広い層への意識啓発を図ることができた。	A	○講演会において、組織横断的な啓発活動を展開したことで、通常では啓発が届きにくい層へもメッセージを届けることができた。スポーツの持つ力を活かした啓発は、多様性を尊重し合う社会の実現に向けた、新たな視点での気づきを促す契機となった。 ○作品の創作および選考過程への市民参加により、幅広い層への意識啓発を図ることができた。	人権推進課	1,2,3,4,7

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
24	団体・地域組織等に対し、性別にかかわらず誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。	○研修会等を実施することにより、誰もが地域活動に参加できる組織環境へ意識の啓発と人材育成に努める。	12月6日に市内商業施設において地域コミュニティ活動の啓発、活動への参加促進、防犯啓発を行った。古河警察署と合同で開催し、43名の参加があった。	A	引き続き啓発を行うとともに、地域活動の担い手不足の解消となる研修等を開催する。	市民協働課	1,2,3,4

施策の方向4　あらゆる暴力の根絶のための施策の推進

(1)家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
25	DVやデートDV防止と被害者保護のため、関係機関と連携を図り、意識啓発に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせた啓発キャンペーンを実施します。	ＤＶやデートＤＶについて、市民の一人一人が正しい知識を習得し、DV防止について考えることができるようにする。	○11月「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中にブースを設置。ポスター掲示や啓発グッズを配布し、啓発を実施…市内6か所 ○デートDV講座実施(市内高等学校3カ所)参加者数　576名 ○街頭キャンペーン実施…市内店舗3か所、よかんべまつり	A	ブース設置を一か所増やす事ができた。 講座の実施を二か所増やすことができて、参加者数を増やす事ができた。 街頭キャンペーンを予定通り実施できた。	子育て包括支援課	8
26	児童虐待防止推進月間(11月)において、古河市虐待DV対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)を行います。	市民の一人一人が、児童虐待について理解し、地域全体で子どもを守る意識をもてるようにする。	○11月「児童虐待防止強化月間」の期間中にブースを設置。ポスター掲示や啓発グッズを配布し、啓発を実施…市内6か所 ○11月に古河ケーブルテレビで、児童虐待防止に関する啓発を実施。 ○虐待DV防止講演会実施(市内幼・保、小中学校、市民対象) 参加者61名 ○茨城県要保護児童対策地域協議会等が主催する「子どもを守ろう！オレンジリボンたすきリレー2025」に協力。 ○児童虐待防止啓発動画を市内小中学校の配布タブレットで掲載。(小3以上) ○広報こが(11月号)に、児童虐待防止を啓発する内容の記事を掲載。 ○街頭キャンペーン実施…市内店舗3か所、よかんべまつり	A	ブース設置を一か所増やす事ができた。 講座の参加者数を増やす事ができた。 児童虐待防止啓発動画を市内小中学校の配布タブレットで掲載することができた。(小3以上)	子育て包括支援課	8
27	児童虐待防止の強化及び早期発見のため、福祉事務所、民生委員・児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の共有を行い、適切な保護を行います。	子育てに課題がある家庭を早期に発見し、適切なサポートを行うためのそれぞれの役割を理解する。	○古河市虐待ＤＶ対策地域協議会において、会議を適宜開催し、関係機関で連携して対応した。 ・代表者会議1回 ・実務者会議4回 ・個別対応会議46回 ○各地区ごとに、主任児童委員とケース状況について情報共有	A	予定どおり各会議を開催することができた。 各会議をとおして関係機関と顔の見える関係の構築に繋がった。 臨時的に開催される個別対応会議にも適宜対応することができた。 来年度から実務者会議を年3回にすることで、各機関の事務負担を軽減する。	子育て包括支援課	8
28	筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応します。	虐待の疑いがある事案について、迷わず対応が行えるように、小中学校と対応について共通認識を持てるようにする。	虐待防止研修会実施(市内幼・保、小中学校対象)参加者56名　※講師　筑西児童相談所職員	A	主に園長、小中学校の教頭、指導主事を対象に虐待事案についての研修会を実施できた。 グループワークを取り入れて参加者の意識を高められた。	子育て包括支援課	8

(2)セクシュアルハラスメント等防止対策の推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
29	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等が人権侵害であることを啓発し、ハラスメント根絶に向けて取り組みます。	○市内公的機関とハラスメント根絶に向けて連携を図り、国等の発信する情報を共有するほか、市公式HP等の媒体を活用し情報発信を行う。	ハラスメント根絶に向け、国の啓発週間に合わせてポスターの掲示やチラシの設置を実施した。市公式ホームページ等も活用し、国が発信する情報の適時提供を行った。	A	国の啓発週間に合わせ、最新の情報を遅滞なく提供することで、ハラスメント根絶に向けた迅速な周知を展開できた。	人権推進課	

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
30	研修等を実施し、様々なハラスメントに対する意識啓発を図ります。また、市職員がいつでも利用できる相談窓口を開設します。	管理職を対象にハラスメント研修を実施する。また、ハラスメントをはじめ、さまざまな相談ができる窓口を開設する。	令和7年5月30日に管理職を対象としたハラスメント研修を実施した。また、相談窓口として、衛生委員が相談に応じる「まるっと相談室」や外部相談窓口を開設した。	A	研修により意識の啓発を図るとともに、職員が相談しやすい環境を整えた。	職員課	

(3)被害者の保護や支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
31	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます(人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談)。	○定例及び特設の人権相談窓口を開設することにより、人権問題の早期解決を図る。 ○市民の人権問題の解決に向け、関係機関と連携し相談先等の周知活動を行う。	○人権擁護委員による人権相談 ・定例人権相談 実施　5、9、11、3月の第2水曜日 13:00～15:00 会場　古河・三和庁舎 ・特設人権相談 人権擁護委員の日に係る相談 実施　6/3(火)10:00～15:00 会場　古河・総和・三和庁舎 人権週間に係る相談 実施　12/5(金)10:00～15:00 会場　古河・総和・三和庁舎 ○人権擁護委員による人権週間街頭キャンペーン 実施　10/25(土) 会場　ヨークベニマル古河店 (啓発グッズ配布) ○人権啓発キャンペーン 実施　12/4(木)～10(水) 会場　総和庁舎ほか(全5庁舎) (人権啓発パネル展示、啓発グッズ配布)	A	○関係機関や人権擁護委員古河部会と連携を図り、人権相談における窓口を開設、人権問題解決への体制を確立した。 ○人権週間街頭キャンペーン等を実施し、市民に対し人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	人権推進課	
	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます(人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談)。	複雑かつ多様化している市民相談や問合せに対し、弁護士という専門家の助言を受け、課題の整理等を行うとともに、適切・迅速に対応することで、早期問題解決につなげ市民サービスの向上を図る。	法律相談を4会場で年間48回実施(相談件数／300件)した。そのほか、相談内容に応じて各種相談窓口への案内など、関係機関と連携を図りながら、迅速な対応に努めた。その結果、相談者の課題の早期解決につなげることができた。	A	年間48回の法律相談を実施し、多様化する市民相談に対して専門的助言を活用しながら適切に対応した。また、関係機関と連携を図り、迅速な対応を依頼するなど、相談者の不安軽減および早期解決に寄与したため。	市民協働課	
	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます(人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談)。	相談者に必要な情報提供やサポートができるように、関係機関で必要な情報を共有する等、連携を強化する。	○相談は二人体制で対応し、相談者のニーズに合わせた情報提供や専門機関への紹介を行った。 ○相談のツールを増やすため、オンライン相談「古河市虐待・DVほっとLINE」を実施。 ○令和7年度新規相談件数 女性相談87件　家庭児童相談236件	A	関係機関の連携は取れており、体制の強化ができている。オンライン相談については、「古河市虐待・DVほっとLINE」を令和7年度で終結して、国や県のオンライン相談を案内する。	子育て包括支援課	
32	配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・DV・子育てに関する相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。	相談しやすい体制づくりをするとともに、相談窓口の周知を図る。	○広報古河のお知らせページやホームページでＤＶ相談の窓口の周知。 ○啓発グッズに相談連絡先を明記し、11月のキャンペーン等に配布。 ○相談窓口周知用ポスターの掲示…市内公共機関　21か所	A	相談窓口が定着しつつあり、市民から直接相談がある場合や関係機関から紹介されてくる場合もある。引き続き、より多くの市民に相談窓口を周知し早期の相談につなげる。	子育て包括支援課	8
33	県の女性相談支援センター、警察署、一時保護所等、公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を行います。	要支援ケースについては、関係機関と定期的に情報交換し、必要時に迅速な支援ができるよう体制づくりをする。	○緊急安全確保…2件 ○女性相談センターへの一時保護実施 …3件	A	緊急安全確保並びに一時保護実施後、関係機関と連携し、安全に生活できる場所へ移送、転居することができた。	子育て包括支援課	8

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
34	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	○被害者の保護や支援のため関係部署と密に連絡を取り合い、情報の共有をして対処する。	「配偶者暴力防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「その他準ずるケース」による支援を実施している。	A	被害者の保護や自立支援の為、関係機関等と密に情報を共有し対処した。	市民総合窓口課	
35	広報紙・市公式ホームページ・イベントによる周知や関係機関との連携を強化し、被害者への支援体制の充実を図ります。	○犯罪防止に係る啓発チラシ等配布による市民意識の醸成 ○広報紙や市公式ホームページ等、または古河ケーブルTVと連携し、市民及び市内事業所への犯罪状況の周知と注意喚起を行う。	○犯罪防止活動を推進するため、青色防犯パトロール活動を計画的に実施した。 ○古河市防犯協会女性部による古河ケーブルTVにて活動状況を報告した。 ○犯罪被害者支援総会後に、関係機関や市内高校と連携して街頭キャンペーンを実施した。	A	○防犯パトロールの実施計画を策定し、計画通り事業を実施できた。 ○広報や防災メール、市公式LINEを活用し、市民向けの啓発を積極的に行った。	交通防犯課	

古河市男女共同参画推進会議意見

●事業番号12　男女共同参画出前講座の推進について
　中学生を対象としたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関する出前講座の実施は、多様性を認め合う風土づくりにおいて有意義である。今後は、多くの学校に出前講座を受講してもらえるよう周知を図るとともに、対象を学校だけにとどめることなく、広く市民に対しても意識啓発の機会を設けるなど、積極的な事業展開を望む。

●事業番号20　親子キャンプ及び親楽ブック学習会について
　親子キャンプや親楽ブック学習会は有意義な取り組みである。親楽ブック学習会で活用される「親楽ブック」等の優れた資料は、より多くの保護者の目に触れ、活用されるような周知の工夫を行うことを求める。

●事業番号21　人権教育講演会等の人権啓発活動について
　人権教育講演会等の人権啓発活動の実施にあたっては、市民の関心や意見を柔軟に取り入れた内容検討が望まれる。企画段階から若い世代等の新たな視点を積極的に取り入れた事業企画を期待する。

基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課
1	職場において男女の地位が平等であると考える市民の割合	32%	→	→	→	→	調査予定		40%	人権推進課
2	待機児童の解消	0人	0人	0人					0人 （現状維持）	保育課
3	休日保育実施保育所数	1カ所	2カ所	2カ所					2カ所	保育課
4	事業所における男性の育児休業取得率	23.5%	→	→	→	→	調査予定		50%	人権推進課
5	市役所の男性職員の育児休業取得率	33.3% （4/12人）	54. 5% （12/22人）	64.3% （9/14人）					100%	職員課
6	市役所の男性職員の育児参加休暇取得率	75.0% （9/12人）	86.4% （19/22人）	71.4% （10/14人）					100%	職員課
7	農業家族経営協定締結戸数	126戸	123戸	130戸					140戸	農政課
8	創業支援セミナー等における女性の参加人数	11人	5人	17人					15人	商工観光課
9	女性人材バンク登録人数	11人	11人	6人					15人	人権推進課
10	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	28.4%	31%	31.3%					40%	人権推進課
11	女性委員不在の審議会・委員会の数	2	3	2					0	人権推進課
12	市民公募を行っている審議会・委員会の数	7	6	5					10	人権推進課
13	市役所の管理職員のうち女性職員の割合	25.4% （53/209人）	25.7% （54/210人）	27.0% （57/211人）					30%	職員課

施策の方向1　誰一人取り残さない多様な働き方の実現度・慣行の見直し

(1)ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
36	職場における男女間格差の解消に向け、関係機関と連携してポジティブ・アクションを推進します。	○市内公的機関と連携し、国・県等の発信する情報を共有するほか、市公式HP等の媒体を活用し情報発信を行う。 ○ワーク・ライフ・バランスガイドブックを活用し、男性中心型労働慣行等の見直しを周知する。	○茨城県労働政策課主催の「男性育児休業取得促進セミナー」や「働く女性のためのキャリアデザイン研修」等のチラシを窓口に設置し、働き方改革を推進する企業や仕事と家庭の両立を目指す市民に対し、情報提供を行い、多様な働き方の普及を図った。 ○ワーク・ライフ・バランス研修においてガイドブックを配布した。配布を通じて、地域全体における多様な働き方の実現に向けた啓発を推進した。	A	○企業の意識改革や市民のキャリア形成に資する情報を適時提供することで、市内企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性を提示し、職場環境の見直しを促す契機とすることができた。 ○研修においてガイドブックを配布したことで、各企業の取り組みを促す一助となり、仕事と私生活を共に充実させるための環境づくりへの関心を高める契機となった。	人権推進課	1, 4
37	事業所における方針決定の場において、性別にかかわらず女性が参画できるよう働きかけるため、女性活躍セミナーや女性リーダー育成のための研修等を周知します。	○各庁舎や市内公的機関と連携し、国・県等の開催する研修・セミナー等の情報を周知をするほか、市公式HP等の媒体を活用し参加を促す。	各庁舎等において、講演会や研修会、セミナー等の啓発関連のチラシ等を設置した。また、市公式HPにおいても広く市民への情報提供を行うことで、男女共同参画への関心を高めるとともに、地域全体におけるダイバーシティ推進に向けた意識醸成を図った。	A	各庁舎等への資料配架を通じて、市民が男女共同参画に関する情報に触れる機会を創出し、情報のアクセシビリティを向上させることができた。	人権推進課	1

(2)仕事と生活の両立に向けた環境整備

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
38	テレワークやフレックスタイム制など、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な働き方を推進します。	○商工業関係団体等の市内公的機関と連携し、市内事業所へ向け、個人のライフスタイルに応じた柔軟な働き方に関する情報を随時提供し、理解を深める機会を増やす。	古河市工業会におけるメール登録者16名への毎月のメールマガジン送付や、男女共同参画通信(10月、1月)の発行、「学生による企業訪問レポート」の送付を実施した。	A	商工団体と連携し、多様な働き方や先進企業の事例を周知することで、柔軟な働き方の意識醸成を図ることができた。	人権推進課	1, 4
39	仕事と家庭の両立を支援するためのセミナー等を開催します。	○事業所や市職員等を対象とした、ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー等を開催する。	11/7(金)に、野本電設工業コスモスプラザにて「ワーク・ライフ・バランス研修」を開催し、市内企業および市職員合わせて100名の参加があった。「多様な価値観を認め合い、共に未来を創る」をテーマとした鬼澤慎人氏の講演のほか、研修冒頭では、高校生・大学生が市内企業および市役所を訪問して学んだダイバーシティやWLBの現状について発表を行った。	A	市内企業関係者、学生、市職員が一堂に会して研修を行うことで、地域全体で多様な働き方を認め合う機運を高めることができた。今後も各参加者とって有益となるような研修機会の提供を行う。	人権推進課	1,4,5,6
40	介護に関する相談支援、情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	○地域包括支援センターや在宅介護支援センター、在宅医療・介護連携支援センターで相談を随時受付し、介護を行う家族の立場に立ち、負担軽減に繋がるように支援を行う。 また、介護方法等の講習会や介護者の交流会を在宅介護支援センター等に委託・実施することで、介護者の負担軽減を図る。	地域包括支援センターや在宅介護支援センターにて、随時相談対応し、介護する家族の負担軽減につながるよう支援した。 介護支援講座については、12回開催(参加延人数227人)した。介護者の交流会は10会場で実施した。	A	市内の在宅介護支援センター等において計画通りに介護支援講座、交流会を実施し、介護者の負担軽減につなげる支援ができた。	高齢介護課	
41	「みんなで支える介護保険」(パンフレット)を用いて、窓口で介護申請の方法やサービスの内容について、本人や家族に情報提供を行います。また、介護による離職を防ぐため、サービスの充実を図ります。	○介護制度の案内用パンフレット「みんなで支える介護保険」をもとに、窓口において、介護申請の方法やサービスの内容について丁寧な説明を行う。 また、介護保険事業計画で定めたサービス内容の充実を推進する。	窓口での説明や出前講座の資料としてパンフレットを活用し、介護保険制度における認定の流れやサービスの内容について、市民の方に広く周知することができた。	A	介護申請の方法やサービスの内容についての案内は各窓口において丁寧に行い、本人や家族にわかりやすい情報提供を行った。	高齢介護課	
42	男性が仕事と育児・介護等の両立を行えるよう、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、事業所・団体等に対し、ワーク・ライフ・バランス研修やリーダー研修等の参加を働きかけます。	○商工業関係団体等の市内公的機関と連携し、市内事業所へ向け、個人のライフスタイルに応じた柔軟な働き方に関する情報を随時提供する。 ○事業所や市職員等を対象とした、ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー等を開催する。	○高校生・大学生がダイバーシティやワーク・ライフ・バランスを推進する市内企業を取材し作成したレポート「先進企業訪問報告書」を、古河市工業会等へ配布した。 ○11/7(金)に、野本電設工業コスモスプラザにて「ワーク・ライフ・バランス研修」を開催し、市内企業および市職員合わせて100名の参加があった。「多様な価値観を認め合い、共に未来を創る」をテーマとした鬼澤慎人氏の講演のほか、研修冒頭では、高校生・大学生が市内企業および市役所を訪問して学んだダイバーシティやWLBの現状について発表を行った。	A	学生への啓発を行うとともに、地域企業へ先進企業の先進事例を紹介することで、市内全体の意識醸成を図った。	人権推進課	1,4,5,6
43 **R7 意見**	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	○民間保育園のうち、延長保育・一時保育・病児病後児保育等を実施した園に対して補助金を交付する。 ○利用者の経済的負担を軽減し、利用促進の図るため、一時預かり事業利用者に対して補助金を交付する。	○延長保育補助金を私立保育園等 5ヶ所に交付 ○一時保育補助金を私立保育園等 13ヶ所に交付 ○病児病後児保育等補助金を私立保育園等 9ヶ所に交付	A	一時預かりや延長保育などを実施している施設に対し補助金を交付することで、保育サービスの充実を図ることができた。	保育課	2,3

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
44	「古河市こども計画」に基づき、計画的に保育の受け皿を確保し、引き続き待機児童解消を目指します。	○既存民間保育施設の改修を通して保育環境を整備し、待機児童ゼロを継続する。	民間認定こども園・小規模保育施設による受け皿を確保し、待機児童ゼロを継続した。	A	第3期古河市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童ゼロを継続する。	保育課	2

(3)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
45	仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方について、普及啓発に努めます。	○先進的な取組を行う事業所等の事例や国・県の情報を収集し、随時情報発信を行う。	学生がダイバーシティやワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む市内企業等を訪問し、先進的な取組についてレポートを作成する「学生による先進企業訪問プログラム」を実施した。合計9名の学生がトモエ乳業㈱、三桜工業㈱、古河市役所を訪問し、多様な働き方に関する取材を行った。市は、訪問状況や学生レポートを市ホームページ等に掲載したほか、ワーク・ライフ・バランス研修においてレポート発表を行い、地域全体への意識醸成を図った。	A	取材内容を市ホームページや研修の場で多角的に発信したことで、参加学生のみならず広く市民や市内事業所へも好事例を波及させることができた。企業の先進的な取組を可視化し、広く発信するプロセスを構築したことは、誰もが働きやすい地域社会づくりに向けた実効性の高い取組となった。	人権推進課	1
46	「古河市職員ワークライフバランス推進計画」に基づき、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むよう市職員に対し、進行管理を行います。	○古河市職員ワークライフバランス推進計画に基づき、職員の育児休業、休暇等の制度周知を行うほか、休暇取得がしやすい職場環境づくりに努める。	特別休暇運用マニュアルを作成し、イントラ掲示板で全職員に周知した。また令和8年度からの古河市職員ワークライフバランス推進計画を新たに策定した。	A	休暇制度の詳しい内容を周知することで、休暇が取得しやすく働きやすい環境整備に努めた。	職員課	1,5,6
47	性別による固定的役割分担意識を是正し、市役所の男性職員の育児休業・育児参加休暇取得の促進に努めます。	○育児休業、育児参加休暇等について、出生に係る事務手続きの際に対象者へ説明するほか、子を出生した男性職員の所属長へ連絡し、対象者に休業・休暇取得を促すよう説明する。	女性の育児休業のほか、子供が生まれた男性にも育児参加休暇の説明を実施した。また、育児休業や育児参加休暇の取得を希望する職員からの相談に対応した。	A	育児休業や育児に関する休暇の説明をすることで、男性職員の休業・休暇取得を促進した。	職員課	1,5,6
48 **R7 意見**	市職員の働き方や健康管理のため、ICT の活用を推進し、ノー残業デーを促進します。また、メンタル不調を未然に防止するため、ストレスチェックの実施、専門医によるメンタルヘルス相談の開設、産業医による面談を実施します。	○毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを実施する。また、メンタル不調を未然に防ぐため、今年度も全職員を対象にストレスチェックを実施し、集団分析や高ストレス職員の産業医による面談を実施する。	職員の健康管理と働き方の見直しのため、毎週水曜日、金曜日にノー残業デーを実施した。また、全ての正職員、会計年度任用職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者には面接指導の勧奨を実施した。	A	ノー残業デーの徹底・周知を実施し、ノー残業デーに残業を実施した場合には報告書の提出を求めた。 ストレスチェックの結果の活用として、所属長へ集団分析結果の説明会を実施した。	職員課	1,5,6
49	時間と場所を有効に活用し、仕事と育児・介護の両立ができる柔軟な働き方を実現するために、テレワーク制度の導入を検討します。	○職員の柔軟な働き方のため時差出勤制度を見直し、夜間の会議等以外に、育児や介護のための利用についての制度拡充を検討していく。また、テレワーク制度の導入について必要な検討を行う。	公務都合ではなく本人の希望や家族看護・介護等に合わせた時差出勤制度の拡充や、テレワーク制度の導入可能性について検討を行った。	A	テレワーク制度の導入については課題が多いが、時差出勤制度の拡充とあわせて今後も検討を進めていく。	職員課	1,5,6
	時間と場所を有効に活用し、仕事と育児・介護の両立ができる柔軟な働き方を実現するために、テレワーク制度の導入を検討します。	○テレワークを実施する技術的な環境は整備済みであるため、テレワーク制度が整備された際に適切に運用ができるよう環境を維持する。	テレワークシステムを導入済みであるため、テレワークを実施する技術的な課題はない状態である。	A	現状、テレワーク制度が存在しないため、運用の面で適切なライセンス数を定義することができない。制度が確立され次第、適切に対応する必要がある。	デジタル推進課	1,5,6

施策の方向2　地方創生と女性のエンパワーメントの促進

（1）農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
50	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、古河商工会議所・古河市商工会の活動を支援します。	○古河市商工会・古河商工会議所への活動支援を通じ、男女共同参画の促進を図る。	商工団体への補助金等による支援を実施し、活動基盤の維持・強化を図った。 あわせて、必要に応じて綿密な情報提供や相談を行った。	A	商工団体の活動基盤の維持・強化が図られ、継続的な事業実施を支える体制が確保された。また、最新の情報提供や相談対応を通じて各団体の取組が円滑に進み、男女共同団の推進が図られた。	商工観光課	8
51	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業士の育成を図ります。	○関係機関と連携し、女性農業士育成事業を支援していく。	坂東地域農業改良普及センター主催 ・農村女性講座　1回	A	今後も継続して坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、セミナー、講座等の参加を推進する。	農政課	
52	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結を促進します。	○農業者を対象とした会議等で経営体増加の啓発活動を実施していく。	家族経営協定の推進 ・130経営体(7経営体増)	A	推進をはかるための取り組みとして、啓発活動を行っていく。	農政課	7
53 **R7 意見**	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行い、農村女性大学等の参加促進や女性農業士の海外体験研修への参加を促します。	○関係機関と連携し、継続して経営能力向上を目的とした講座、研修等の情報提供及び参加を促進する。	坂東地域農業改良普及センター主催 ・女性農業士会　視察研修　1回	A	今後も継続して坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、女性講座の開催、視察研修等への参加を推進していく。	農政課	

（2）女性の継続就業の支援

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
54	ハローワーク(公共職業安定所)等との連携を図り、求人情報の提供に努めるほか、スキルアップへの取組を支援し、女性の就業機会を高めます。	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの情報提供を行うほか、県・国等から提供されたパンフレット等を市民に周知する。	県、国から提供されたパンフレット等を職員で情報共有し、窓口やパンフレットラックに掲示した。	A	期限超過とならないよう留意し、最新情報を提供した。	商工観光課	

（3）女性の人材発掘とチャレンジ支援の推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
55	女性の人材育成、能力発揮を支援するセミナーを開催します。また、国や県主催の研修会、セミナー等の情報提供を行います。	○男女共同参画セミナーを開催し、女性の人材育成、能力発揮を支援する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報を提供する。 ○各庁舎や市内公的機関へチラシ等を設置する。	3/8(日)に、東映アニメーション㈱の鷲尾天氏を講師に迎え、「個性の尊重」や「自分らしく生きること」をテーマとした「男女共同参画セミナー講演会」を開催した。各庁舎等にチラシを設置して周知を図った結果、当日は101名の参加があった。実施にあたっては、男女共同参画推進会議委員および男女共同参画古河市民ネットワーク会員による運営補助を得て、円滑な事業運営と市民への意識啓発を図った。	A	アニメ「プリキュア」シリーズを題材に、個性の尊重や多様な生き方への理解を幅広い世代へ啓発できた。また、キッズスペース等の環境整備により、従来参加の少なかった子育て世代や若年層に対しても効果的な啓発を行うことができた。今後も身近な視点からの啓発を継続し、意識の定着を図る。	人権推進課	1
56	古河商工会議所、古河市商工会と連携して創業に関する相談窓口となり、関係機関や各種制度を紹介し、女性の起業・経営能力向上を支援します。	○古河創業支援ネットワークを活用したワンストップ窓口の設置や創業支援セミナーの開催を通し、女性の起業・経営を支援する。	創業支援セミナー等を開催し、創業を計画する女性の知識習得を支援した。	A	創業支援セミナーを通じて、女性起業者の支援を積極的に行った。	商工観光課	8

施策の方向3　政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1)女性の政治への参画促進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
57	女性の政治への参画を促すための情報提供や選挙啓発活動を行い、選挙を通した政治参加の推進を図ります。	○市内イベント会場にて選挙啓発活動を実施し、女性を含め有権者の政治、選挙への意識の高揚を図る。	関東ド・マンナカ祭り会場にて模擬投票を実施し、女性を含め1,034名(うちネット投票182名)に投票してもらった。	A	政治への参画促進への直接的な効果が評価しずらいが、地道に選挙啓発活動を続けていきたい。	選挙管理委員会	
58	女性の政治への参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	市民に身近で開かれた議会を目指して、以下のことを実施する。 ○議会だより、ホームページに会期日程や傍聴の方法を掲載する。 ○議会の会議録等、市議会の記録をホームページに掲載する。 ○インターネットによる議会のライブ中継および録画配信を行う。 ○ケーブルテレビで議会の生放送を中継する。なお、録画放送は継続する。 ○議場コンサートは、募集を行い実施する。	○議会傍聴実績 令和7年傍聴者数(委員会傍聴者含む) 男性:101人　R6年:117人 女性:66人　R6年:81人 計　:167人　R6年:198人 ○議会だより 市民に配布、市ホームページにも公開。インターネット中継の案内や次回定例会の会　期日程等を掲載。また、一般質問を行った議員の質問・答弁要旨の欄に2次元コードを追加し、録画映像を視聴しやすい環境にして提供。 ○市ホームページ 会期日程や市議会の審議結果等を速やかに更新。 ○インターネット中継 議会本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会のライブ中継及び録画配信を実施。 ○本会議生放送 令和4年6月から、ケーブルテレビで議会本会議の生放送を開始した。 ○議場コンサート 議場コンサートの傍聴者数 令和7年第1回定例会:15人 令和7年第2回定例会:1人 令和7年第3回定例会:3人	A	○傍聴者数は前年比16%減となった。 ○市ホームページの新着欄に会期日程や会議録の更新情報、審議結果等を掲載し、会議等のインターネット中継や、録画配信を行い、市議会への関心を促している。 ○議場コンサートは、女性の出演者も多く、女性の傍聴及び視聴につながっている。出演者数減少に伴い、年1回程度の開催とし、回数を絞ることにより、希少性を高め、傍聴者数の増加を図る。 ○ケーブルテレビにて、議会本会議の様子を生放送することで、市議会へのさらなる関心を促した。	議会事務局	
59	市政への参画促進を図るため、多様な市民の意見を市政に反映させる機会を設けます。	○古河市男女共同参画推進会議委員と市長との意見交換会を実施する。	10/27(月)に古河市男女共同参画推進会議委員10名と市長との意見交換会を実施した。施策に対する委員の意見を市政に反映させる対話の場を設けることで、市の男女共同参画の推進に向けた体制の更なる強化を図った。	A	市長と委員が直接意見を交わし、市政の課題等を共有する有意義な契機となった。双方向の対話によって得られた知見は、施策の質的向上を後押した。	人権推進課	9,10,11,12
60	議会報告会の開催や市議会議員と女性団体等との意見交換会を通し、市政についての理解を深め、多様な意見や提言を市政に反映させます。	○市民との意見交換・議会活動の報告を推進する。	○議員活動報告等 議会だよりを年4回発行し、議会活動を市民に発信した。 議長がケーブルテレビで市民に向け、新年のメッセージを配信した。	A	○議会だよりを年4回発行し、議会活動を市民に発信できた。 ○議長から市民に向けて議会の取り組み等を発信できた。	議会事務局	

(2)政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
61	女性の市政参画を促すため、市の審議会等の委員として活動意欲のある人を女性人材バンクへ登録するよう呼びかけるとともに、各種審議会等の公募委員の女性割合拡大及び各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し、幅広い世代へ女性人材バンクへの登録を促進する。 ○庁内に、各種委員への女性登用促進と女性人材バンクの活用を働きかける。	市広報や秋の三大祭り、二十歳の集い等でチラシの配布を行い、女性人材バンクの周知を図った。令和8年度は6名の登録があり、2部署から登録名簿の閲覧申請があった。市の施策決定の場への女性登用を促進することができた。	A	効果的な広報活動により、女性人材バンクの認知度を高め、登録・活用のサイクルを構築することができ、男女共同参画を尊重する市政運営の強化に寄与した。	人権推進課	9,10,11,12

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
62	各種審議会等における女性委員参画状況調査を行い、公表します。	○各種審議会等における状況調査を行い、広報紙、市公式ホームページ等を利用し市民へ公表する。	各種審議会等における女性委員の登用状況調査を実施し、その結果を「第2次古河市男女共同参画プラン令和6年度男女共同参画年次報告書」にて公表した。また、広報古河9月号においても女性委員の参画状況を掲載し、行政の意思決定過程におけるさらなる女性参画の促進を図った。	A	市の現状を可視化することにより、市の意思決定に女性の意見が反映される組織づくりを推進することができた。	人権推進課	9,10,11,12

(3)市政への男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
63	誰もが平等に意見できる場づくりとして、重要な計画の策定時等におけるパブリックコメントの実施を促進していきます。	○政策形成過程において市民と行政が協働する機会としてパブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れながら市政を推進する。	令和7年度に策定した計画のうち、3件についてパブリックコメントを実施した。 ・古河市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)に関するパブリックコメント ・古河市都市計画マスタープラン一部改訂に関するパブリックコメント ・「第12次古河市交通安全計画」に係るパブリックコメント	A	提出意見は0件であったが、提言機会を提供することはできた。	企画課	
64	市民主体のまちづくりを推進するため、市民と意見交換を行うことで、市民の市政への参加及び行政との協働を図ります。	○行政自治会と定期的な会議を開催し、地域と行政の双方向の意見交換を行う。 ○自治会長・行政区長を通じ、随時、地域の課題等を聞き取りし、地域との連絡調整を図る。	役員会議および地区長・副地区長会議を年間各4回開催し、行政情報の周知、地区内の課題解決のための相談・調整を行った。	A	自治組織の自主的な地域活動の活性化を図る会議を行うことができた。今後も活発な意見交換ができる場として継続していく。	市民協働課	

古河市男女共同参画推進会議意見
●事業番号43　子育て世代の多様な働き方に向けた休日保育の提供について 子育て世代の多様な働き方に対応するための休日保育の提供は、子育て支援として重要である。同時に、制度を支える保育士の労働環境の整備も不可欠であり、保育士の負担軽減と子育て世代の多様な働き方支援の両立が図られることを期待する。 ●事業番号48　職員のメンタルヘルス対策及び働きやすい職場環境づくりについて 職員のメンタルヘルス対策や働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みが進められている点を評価する。今後は、職員のより柔軟な働き方を実現するため、部署の特性を踏まえつつ、テレワークの導入に向けた検討を加速することを要望する。 ●事業番号53　女性農業士の活動や視察研修の支援について 　女性農業士の活動や視察研修の支援は、地域農業における女性リーダーの育成として有意義である。現状の女性同士のネットワークの重要性を尊重し、一層の支援をしつつ、将来的には性別による垣根を越え、男女が共に意見を交わし合い農業経営を発展させていける環境づくりも後押しされたい。

基本目標Ⅲ　ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課
1	自治会長・行政区長に占める女性の割合	4.9%	3.6%	4.9%					10%	市民協働課
2	消防団員のうち女性の人数	8人	8人	9人					15人	消防防災課
3	男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)登録団体・個人数	団体24 個人13	団体24 個人11	団体25 個人11					団体30 個人20	人権推進課
4	妊娠11週までの妊娠の届出の割合	94.3%	95.0%	95.1%					95%	子育て包括支援課
5	避難所担当職員における女性職員の割合40%達成箇所数	22箇所	20箇所	27箇所					全32箇所	消防防災課
6	日本語教室の受講者数	411人	649	671					650人	企画課

施策の方向1　家庭生活・地域社会におけるダイバーシティの推進

(1)子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
65	子育て中の親の悩みを解消するため、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持った、こども家庭センターを設置し、乳幼児や児童の健やかな発育・発達を促すための相談支援を行う。	子育て中の保護者が安心して育児ができるよう、両機能が連携して、乳幼児や児童の健やかな発育・発達を促すための相談支援を行う。	○妊娠・子育て相談　いちごのわ 実施回数：22回、参加者数：401人(延) ・継続支援が必要なケースについては、随時、地区担当保健師による訪問や電話相談を実施した。療育機関や病院等の関係機関、家庭児童相談と連携を図った。	A	子育てに悩む保護者が、気軽に相談できる場として活用されている。今後も事業の周知を図る。	子育て包括支援課	4
66	スクールカウンセラー配置による相談体制や青少年電話相談事業の充実を図ります。	対面や電話等を媒体とした青少年向けの相談窓口で、広く相談者の悩みや心配ごとに応じる。	青少年向けの相談に関して、フリーダイヤルや電子メール等で通年対応を図った。	A	特別青少年相談員を中心に、相談支援体制を整え、相談者の悩みや心配ごとに応じた。	生涯学習課	
	スクールカウンセラー配置による相談体制や青少年電話相談事業の充実を図ります。	県スクールカウンセラー配置事業及び古河市スクールカウンセラー派遣事業により、全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。 また、古河市教育支援センターの相談員等による電話相談や学校訪問による相談の充実を図り、校内教育支援センターとの連携を図る。	全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。 古河市教育支援センターにおいて、相談員等による電話相談の充実を図った。また、相談員等が学校を訪問し、相談対応や教育支援センターの周知を行った。 令和7年度から全中学校に校内教育支援センター指導員を配置したことで、相談体制の充実を図ることができた。	A	前年度に引き続き、スクールカウンセラーの配置・派遣や、古河市教育支援センター相談員等による電話相談・学校訪問の実施により、相談体制の充実を図ることができた。 また、令和7年度から全中学校に校内教育支援センター指導員を配置し、古河市教育支援センターと連携、不登校の未然防止と早期対応に努めた。	指導課	
67	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭(母子・父子)への支援や給付(児童扶養手当等)を行います。	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当制度を周知する。 ○母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格取得の促進をすることを目的に、高等職業訓練促進給付金支給事業を周知する。 ○ひとり親家庭の親及びその子の学びなおしを支援する、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を周知する。	○児童扶養手当 ・市ホームページに掲載 ・相談者へパンフレットを用い制度について説明・案内(来庁者、電話相談、メール) ○高等職業訓練促進給付金事業 ・市ホームページに掲載 ・相談者に対し制度についてチラシを用いて周知し案内(来庁者、電話相談) ・広報お知らせページに掲載 R7年度支給実績件数：17件 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・市ホームページに掲載 ・相談者にチラシを用い制度について説明・案内(来庁者、電話相談) R7年度支給実績件数：1件	A	相談者に対し各種制度の説明を行い案内することで、必要とする支援につなぎ適切な支給ができた。また、給付金の支給により、母子家庭の自立の促進を図るための資格取得を促し、ひとり親家庭の親に対し生活の安定を図った。引き続き、ひとり親家庭へ必要な情報提供や案内を行い適切な支給をすることで、支援を継続していく。	こども政策課	

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
68	ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、児童クラブ保護者負担金の免除を実施します。	ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、児童クラブ保護者負担金の免除を実施する。	児童クラブ利用希望者へ「児童クラブのしおり」で制度についてお知らせ、古河市ホームページに掲載等で周知を行った。また、利用中の児童クラブを通してすべての利用者（保護者）へ制度の案内を行った。	A	対象者へ制度を案内し、適正に手続きを行った。	生涯学習課	
69	子ども同士・親同士の交流の場として、子育て広場の充実及び地域子育て支援事業の促進を目指します。	市内に設置した子育て広場で、親子で楽しく参加できるイベントを企画、開催する。	親子で楽しめるイベントを企画し、適切な安全対策等感染対策を講じながら子どもの遊び場を提供した。 利用者組数合計：17,232組	A	イベントの開催について、HPやSNS等利用者に合わせた媒体にて周知し、適切に実施した。	こども政策課	
70 **R7 意見**	市民が利用する公園や遊び場等の公共物については、全ての人々が安全かつ快適に利用することができるようにバリアフリー化を推進していきます。	○新規都市公園については「移動等円滑化基準」を順守し 整備を行う。また新規開発公園の設置について、バリア フリー化について指導していく。 ○遊具の保守点検を行い、必要な場合には速やかに修繕を 行う。	○新規開発公園の設置は2件。 ○古河公方公園にてユニバーサル型の水飲み場を設置した。 ○遊具保守点検の結果を用い劣化遊具の 修繕を行った。	A	古河公方公園にて、水飲み場を更新する際にユニバーサル型の製品を選定した。また遊具保守点検の結果、劣化D判定の遊具について修繕業務を行った。	都市計画課	
71	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めるとともに、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	○防犯灯の新設及び維持管理 ○防犯カメラの新設、維持管理及び既存カメラの更改 ○広報紙や市公式ホームページ等による市民等への周知	○小学生を対象とした防犯教室を実施するなど、犯罪に遭わないための啓発活動を実施した。 ○自治会長、行政区長から防犯灯の設置要望を受け、現地調査のうえ適切な場所に設置した。また、防犯カメラ5基を新設、7基を更新した。	A	○小学生向けの防犯教室を9回実施し、防犯意識の向上を図ることができた。 ○防犯灯や防犯カメラの設置等は、年次計画に基づき整備を行った。	交通防犯課	
	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めるとともに、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	定期街頭パトロールを軸に、環境浄化活動やイベントでの啓発等を実施する。	定期街頭パトロールでの地域の見回りや声掛け、街中の青少年健全育成協力店との情報交換などを通して、住みよい環境づくりの一助となった。	A	定期的に実施する街頭パトロールを計画通り行うことができた。	生涯学習課	
72	児童生徒の安全確保を徹底させるため、収集した不審者情報をいち早く配信し、より安全で安心な教育環境を整えます。	個人情報及び人権に配慮し、迅速に注意喚起を促すメールを配信して、安全で安心な教育環境の構築を図る。	状況を十分に把握し、個人情報の保護、人権に配慮した注意喚起メールを配信した。	A	正確かつ迅速に対応することができた。	指導課	
73	妊娠届出時（後）に専門職による全数面談を行い、妊娠中から子育て期に電話・訪問、アプリ等による情報発信を実施します。	妊娠初期から産後にかけて、専門職による面談や電話相談、訪問を実施し、状況に応じた切れ目のない支援を行う。	○妊娠届出時の専門職面談数：701件 ○母子保健コーディネーター電話数 妊婦551件（延）、産婦635件（延） ○ほっとママカフェ 開催回数：11回 参加者：児31人（延）、母28人（延） ○アプリによる情報発信	A	妊娠初期から産後にかけて、専門職による面接や電話相談を実施し、状況に応じて、ほっとママカフェ等のサービスにつなげ育児不安の軽減に努めた。また、妊娠期から子育て期にアプリによる子育てに係る情報発信を行い、適切な情報の周知を図る。	子育て包括支援課	4
74	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援事業の周知を図り、事業を充実させる。	○ファミリー・サポート・センター事業 ・登録数：協力会員27名、利用会員141名、両方会員16名 ○地域子育て支援事業 ・公立3ヶ所、私立8ヶ所 ○ファミリー・サポート・センター事業と地域子育て支援事業の連携による預かり場所の拡大 ・公立3ヶ所、私立5ヶ所	A	市広報やHP等を活用し幅広く周知を図った。 利用会員は増加傾向にある。 安全対策等を講じながら適切に運営し、子育て支援の充実に寄与することができた。	こども政策課	

（2）高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
75	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、シルバー人材センターの活動及び老人クラブ連合会・老人クラブに対し、団体の運営や活動を支援します。	高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブやシルバー人材センターの団体に対する支援の充実を推進する。	高齢者の就労の機会を支援するため、シルバー人材センターに対し高齢者就業機会確保事業費補助金を交付しました。 また、老人クラブ及び老人クラブ連合会へ支援金を交付し、活動を支援しました。古河市老人クラブ連合会には、61団体が加入し、4,317人が活動しています。	A	シルバー人材センターや老人クラブ連合会の活動支援が図れた。	高齢介護課	
76	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	住みなれた地域で安心して暮らせるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者福祉サービスの充実や周知、利用者への拡充を推進する。	高齢者の外出支援、社会参加を促進する為、通院だけでなく買い物やその他の外出で利用できるタクシー運賃助成事業「ふくとく・チケット」を市民の方へ広く周知しました。	A	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの周知が図れた。	高齢介護課	
77	高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り高齢者、障がい者の生活を支える体制づくりに努めます。また、高齢者、障がい者の虐待を防止し、成年後見制度の普及啓発や市民後見人を育成し、権利擁護を推進します。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター等にて総合相談支援や認知症サポーターの養成の充実に努める。 また、成年後見制度の普及啓発等については、社会福祉協議会に設置した中核機関を通して、より制度の普及や市民後見人の育成、専門職の支援に努める。	総合相談支援を随時受付、生活に課題や悩みを抱える方の支援を実施しました。 認知症サポーターの養成は23回開催（受講者1,000人）し、認知症に関する理解促進を図りました。	A	認知症サポーター養成講座の受講者は減少傾向にあるが、養成講座修了者へ一歩踏み込んだアプローチとしてステップアップ講座を実施。普及啓発等の周知も図れた。	高齢介護課	
	高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り高齢者、障がい者の生活を支える体制づくりに努めます。また、高齢者、障がい者の虐待を防止し、成年後見制度の普及啓発や市民後見人を育成し、権利擁護を推進します。	障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える地域生活支援拠点【こが・サポ】体制の拡充を図る。また、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等の取組みと障がい者への権利擁護を推進し、意識啓発に努める。	○古河市障害者自立支援協議会や各専門部会（児童・相談就労・やさしいまちづくり）の開催により顔の見える関係づくりに努め、連携を図ることができた。 ○【こが・サポ】の登録者数32人、事業者数21か所と体制の充実を図ることができた。 ○市ホームページや広報に成年後見制度の周知記事を掲載し啓発に努めた。	A	○会議等で地域生活支援拠点【こが・サポ】の目的・趣旨を丁寧に説明したことで理解が得られたので、登録者数の増加につなげていきたい。 ○障害者虐待への対応は委託により24時間365日体制を維持して対応しており、引き続き周知に努める。	障がい福祉課	
78	「介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実に努めます。グループホームやデイサービスについては、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行います。	第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実に努める。 また、グループホームやデイサービスについて、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行う。	高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止を図る取り組みに力を入れた。介護が必要な状態になっても適正なサービスが受けられ、安心して暮らせる環境づくりを行った。 また、市内に10施設あるグループホーム及び11施設ある地域密着型通所介護事業所の運営推進会議へ市職員が出席し、必要な要望や助言を行った。	A	高齢者が、住み慣れた地域で生活しながら介護保険サービスを受けられ、安心した生活を送る環境づくりの推進を図った。	高齢介護課	
79	高齢者や障がい者、末期がん患者等が住み慣れた地域で家族・友人等に囲まれた療養生活を送れるよう、ケアマネジャーや関係医療機関、介護事業所等との連携を図り、継続した在宅医療を推進します。	○「かかりつけ医」として外来診療を継続し、包括的医療を提供する ○通院が困難となった場合でも、訪問診療を提供し、住民が住み慣れた地域で安心して医療福祉を享受できるよう、関係機関と連携し在宅医療の充実を図る	令和7年度患者数は9,022人で昨年と同水準であった。そのうち外来受付時間以外に発熱外来患者103人を診察した。さらに37件の新型コロナワクチン接種を実施したことで、地域の感染拡大防止に努め、また134件の帯状疱疹ワクチン接種を実施したことで発症を予防し重症化防止に努めた。在宅医療は月平均45件の訪問診療と往診を実施し、そのうち7件は訪問看取りを17件は新規訪問を実施し、在宅での医療推進に努めている。	A	在宅患者の個別性やニーズを重視し、ほぼ連日訪問診療を計画的に実施。在宅での療養生活に密着した医療を提供した。	古河福祉の森診療所	

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
80	障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現と障害者差別の解消を図るため、意識啓発を行います。	各種イベントや研修会などにおいて、障害者差別解消法や合理的配慮についての意識啓発に努める。	○8/5に新規採用職員を対象に職員が障害者差別解消法に関する研修を実施。 ○1/23に監督職員向けに外部より講師を招聘し実施した。 ○市HPにおいて障害者差別解消のため周知を行っている。	A	○庁内では、新たに入庁した採用職員に対して、障害に関する認知の向上や対応方法についての理解を深め、意識の変化を促進した。 ○職員を監督する立場である新任課長に対しても研修を実施することで、所属部署全体の障害に対する認識の向上が図られた。 ○市民向けに誰もがアクセスできる市のホームページを通じて情報を周知することで、障害に対する理解が広まり、差別解消に向けた意識改革が進んだ。	障がい福祉課	
81	障がいのある人が安心して暮らせる環境整備のため、住宅リフォームの助成や、公共施設のバリアフリーマップ の周知等を行います。また、社会参加支援として、交通手段の確保や就労支援等を行います。	障がい者の社会参加を促進するための事業を継続実施するとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充を図る。	○住宅リフォーム助成を4件実施した。 ○社会参加を促進するため、スポーツ教室やものづくり教室のほか、新たにeスポーツ教室を実施し、全部で14回行った。	A	○新たな事業の創設や既存事業の拡充を進めた。 ○県等が主催するイベントへの参加や市独自イベントの実施により、障害者の相互交流と社会参加が促進され、理解の深まりと意識改革が進展した。	障がい福祉課	
82	障害(児)福祉計画に基づき、障がいのある人の自立と、介護する保護者等の社会参加に向けた負担軽減を図るため、サービス提供と相談支援体制の充実を図ります。	障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みと、基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	○古河市障害福祉サービス事業者等連絡会にて事例発表会を実施し、事業所職員のスキルアップ、人材の確保・育成といった地域課題の共有等を行った。 ○市内相談支援事業所職員の資質向上を目的に、基幹相談支援事業所により古河市相談支援事業連絡調整会議を月1回実施した。	A	○古河市障害福祉サービス事業者等連絡会での事例発表会により、具体的な支援内容を共有することで、サービスの質の向上を促進することができた。 ○古河市相談支援事業連絡調整会議にて、市内相談支援事業所職員の質向上につなげ、相談支援体制の充実を促進することができた。	障がい福祉課	
83	介護予防を推進するために、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。また、介護予防事業を通じて住民主体の通いの場へと自主的に活動できるよう推進します。	○介護予防事業を通じて広く市民に介護予防に関する知識の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防活動の育成・支援を行う。 介護予防に資する教室終了時に主体的な活動を支援することで、地域の支え合いの体制づくりを推進する。	○介護予防に関する知識の普及・啓発を行った。 ・介護予防出前講座 実施回数43回、参加延人数884人 ・さわやか教室 実施回数30回、参加延人数636人 ・シニア運動教室 実施回数36回、参加延人数858人 ・ポールウォーキング教室 実施回数14回、参加延人数332人 ・介護予防キャンペーン 市内3会場、認知症予防や介護予防に関する展示を実施。 ○教室終了時の主体的な活動支援について ・さわやか教室終了後の自主グループの設立数 1グループ ・シニア運動教室終了後の自主グループの設立数 3グループ	A	介護予防事業を通じて、広く市民に介護予防に関する知識の普及・啓発を行った。各教室ともに参加率は、さわやか教室85%、シニア運動教室87%、ポールウォーキング教室93%と高く、満足度も高かった。また、教室終了後に4つの自主グループの設立にもつながり、住民主体の会の場での自主活動推進を図ることができた。	高齢介護課	
84	生活機能の低下や支援を必要とする高齢者の相談や情報提供などを実施し、要支援者等のニーズに応じた適切なマネジメントやサービスの調整を図ります。	地域包括支援センターにて、生活機能の低下や支援が必要となった高齢者(要支援認定者・事業対象者)に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを通し、自らの能力を生かし、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように支援する。またその家族への相談支援を行う。 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携推進と研修会の開催を通し、個々のニーズに応じた介護サービス連携体制の充実を図る。	○生活機能の低下や支援が必要となった高齢者に対する、ケアマネジメント支援およびその家族への相談や支援を実施しました。 ○医療・介護職を対象に協議会(年2回)や研修会(年2回)の開催、ケアマネジャー向けの研修会(年2回:延60人参加)、市民向け講座(年1回:73人参加)を開催し専門職の連携推進と質の向上を図りました。また地域ケア会議を通じ、地域課題・必要なサービス等の検討を行いました。	A	個々の高齢者や家族への支援および介護サービスの体制の充実に向けた会議や研修会を実施した。また、協議会や研修会を通じ、多職種・多機関との連携推進や質の向上が図られた。	高齢介護課	

（3）外国人が暮らしやすい環境づくり

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
85	在住外国人に対して行うボランティア講師による日本語教室の開催及び外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における行政情報等の提供や心配事・困り事の相談・支援業務を実施します。	国際交流団体等が実施する日本語教室の開催を支援する。また、アットホームin古河で行っている生活相談等の体制を充実させ、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進する。	外国人アットホームin古河で在住外国人の相談業務を行い、令和7年度は59件の相談があった。また、日本語教室を4会場で108回開催した。 〇日本語教室の開催 ・古河会場　昼27回、夜26回 ・総和会場　夜24回 ・三和会場　夜31回	A	外国人アットホームin古河の運営により、多種多様な相談について対応することができた。また、日本語教室の開催支援を行い、延べ671人の外国人に日本語を学ぶ機会を提供することができた。	企画課	6
86	日本語指導を要する児童生徒に対する相談体制等の充実を図ります。	日本語指導を要する児童生徒支援事業により、日本語指導員・日本語指導サポーターを派遣し、日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図る。	日本語指導員・日本語指導サポーターの派遣により、日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図ることができ、高校進学意欲も高まった。	A	日本語指導を要する児童生徒への教育相談や日本語の指導及び教科学習等の支援を行うことで学校生活へ適応を図ることができ、進路決定の一役になった。	指導課	
87	外国人向けの行政情報を提供するとともに、行政・生活情報の多言語化や、やさしい日本語での発信をしていきます。	国際交流団体等と連携し、生活関連の外国語版ガイドブックの作成や窓口来庁者に多言語での対応できる体制の充実を図る。	庁内関係課および古河市国際交流協会の協力を得ながら、「外国人せいかつガイドブック（やさしい日本語）」を作成した。また、5庁舎及び保育所等へ自動翻訳機ポケトークの配置やテレビ電話通訳サービスを導入している。	A	やさしい日本語を活用したガイドブックを作成及び配布したことで、外国人の方に行政情報を提供することができた。また、ポケトーク等を配置することで、多言語での窓口対応が可能となる体制を整えることができた。	企画課	
88	外国語による公共表示等の整備を行います。	〇各課に対する調査等を通じて庁舎の利用・案内に関して外国語表示の新設及び改善を図る。	庁内各課に対し、外国語表示の必要性について調査を実施した。また、既に表示・設置済みのもので改善の必要がないものについては、継続して使用を行っている。	A	外国語表示の必要性について調査を継続し、表示の新設・改善を行うことにより、利便性の向上を図った。	財産活用課	

（4）地域・社会活動への男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
89	地域コミュニティ活動を行う団体に対し、組織や地域リーダーの育成及び相談などの支援を行います。	研修会等を実施することにより、コミュニティの関心を高めコミュニティ意識の啓発と人材育成に努める。	コミュニティ活動の活性化を図るため、8月1日前期研修（参加者41名）、1月14日視察研修（参加者29名）、2月15日行政自治会合同研修会（参加者36名）を実施。	A	全て研修の受講後アンケートにおいて、参加者の約9割が「研修内容が参考になった」との回答があり、満足度の高い研修会を開催することができた。	市民協働課	1
90	青色防犯パトロール活動の支援など、地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	〇関係団体主体による青色防犯パトロール活動の支援 〇市内小学校で実施される防犯教室の支援 〇関係団体による防犯活動の促進	〇ｾｰﾌﾃｨ・ﾏｲﾀｳﾝ・ﾁｰﾑ等、関係団体参画による防犯ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ実施やニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施した。 〇地域防犯団体による防犯教室の開催、青色防犯パトロール活動等の支援を実施し、市民の防犯意識の醸成を図った。 〇警察と連携して、青色防犯パトロール講習会を実施した。	A	〇年金支給月にはニセ電話詐欺防止キャンペーンを、また秋の各種イベントでは各地区で啓発活動を実施した。 〇関係団体の事業計画に基づき、防犯教室やパトロール活動を行った。	交通防犯課	

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
91	社会福祉協議会、民生委員児童委員連合協議会、更生保護女性会等に対して、活動支援を行います。	各団体それぞれが年間の事業計画どおりに活動できるよう、支援・協力を行う。	各団体に対する補助金の交付、ほか事業実施に必要な連絡調整及び支援を行った。	A	各団体に対し、補助金交付規則等に基づき、補助金を交付したほか、事務局として各団体が事業計画どおり活動するために必要な支援を行うことができた。	福祉推進課	
92	「男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)」の活動を市民や事業所に周知するとともに、自立して活動を行えるよう支援します。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動を実施し市民へ周知する。 ○事業所や団体等へ協力を募る。	古河市男女共同参画推進会議および男女共同参画古河市民ネットワークの協力により、市内商業施設(カインズ古河店、ヨークベニマル古河店)において21名が参加する街頭啓発活動を実施したほか、秋の三大祭りにおいて、延べ38名が参加して啓発活動を行い、幅広い層の市民に対し男女共同参画への理解と意識浸透を図った。	A	祭り会場や商業施設といった日常生活の場で啓発活動を展開したことで、男女共同参画への関心を幅広い層へ広げ、地域全体で多様性を認め合う機運の醸成に大きく寄与した。	人権推進課	3
93	各地域の実情に合った、三世代交流等の地域交流・地域づくりの支援を行います。	各自治会、行政区や地区コミュニティに対し、地域交流ができるよう三世代交流事業等を推進し、地域づくりを支援する。今後、地域住民が高齢者を支えあう体制づくりに向け、調整を行う。	地域の特色を活かし、魅力ある地域づくりを推進するために、自治会行政区に対して「地域づくり活動支援事業補助金(延べ申請件数120件)」、コミュニティ団体に対して「コミュニティ活動助成金(延べ申請件数98件)」を交付。	A	交付要綱に基づき補助金の交付を行い、地域活動の活性化に寄与した。一方で活動をしていない団体に対する支援も継続していく必要がある。	市民協働課	

(5)生涯を通じた健康支援

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
94	女性特有の健康問題に対応するため、検診や健康教育・相談を行います。	○女性特有のがん(子宮・乳)検診において、受診率向上のため託児や休日、集団の同時検診を実施する他、新たに骨粗しょう症になるリスクの高い女性を対象に集団検診を実施する。また、健康教育・相談にて正しい知識の普及啓発を行い、女性の健康づくりを支援する。	○子宮頸がん検診・乳がん検診にて、託児を6日間実施し計11名が利用した。休日に4日間、同日実施は11日間実施した。 ○新規事業の骨粗しょう症検診は、市内3か所の公共施設で5日間実施し、計838人が受診した。 ○子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診の全日程で、骨粗しょう症予防やﾌﾞﾚｽﾄｱｳｪｱﾈｽ等の健康教育を84回実施。併せて健康相談日を周知し、希望者には健康相談を実施。 ○更年期障害等の健康コラムをホームページに新たに掲載した他、女性の健康づくり週間に合わせ福祉の森会館の健康情報ｺｰﾅｰにﾎﾟｽﾀｰを掲示し、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを設置した。	A	○託児の実施により、若い年代の方が安心して検診を受けられる受診環境の整備に努めた。子宮頸がん・乳がん検診を同日に受けられることで、市民の利便性を図り、今後も受診率の向上につなげる。 ○骨粗しょう症検診を実施することで、自身の骨密度の状態を知り、生活習慣の見直しと骨粗しょう症の予防につなげた。今後も生涯にわたる健康づくりを支援する。 ○健康意識が高まっている検診当日に健康教育を実施したことで、女性の健康づくりに関する正しい知識について広く周知啓発できた。女性の健康づくり週間等に合わせた周知啓発について、今後も充実を図っていく。	健康づくり課	
95	妊娠から産後の時期における女性の体や心の変化について情報提供や相談支援を行います。また思春期からプレコンセプションケアについて普及啓発を図ります。	○思春期に、性に関して自分の将来を考えることで、自分自身を大切にした行動を促す。望まない妊娠の予防を図る。 ○妊娠から産後において、不安や悩みを相談できる窓口があることを周知する。	○実施数:市内中学校10校のうち、8校に実施。(希望がなかった2校は学校主催で助産師や産婦人科医に依頼し実施)。 ○受講者数:中学1年生を対象に実施(受講者数…生徒755人保護者47人) ○内容:妊娠から出産時期の女性の身体の変化や心の変化、いのちの大切さ、性の多様性、性感染症、プレコンセプションケアに関する講話や赤ちゃん人形抱っこ体験等を実施した。また、相談窓口を記載したパンフレットを作成し配布した。 ○生徒対象に事後アンケートを実施、プレコンセプションケアについて理解できたと回答した割合は86%であった。	A	思春期に、自己肯定感を高めるいのちの教育を実施することにより、自分と向き合い、将来について考える機会となり、望まない妊娠や乳幼児の虐待を予防するための取組や相談窓口の周知を図ることができた。プレコンセプションケアに関する内容については、今後も生徒が自分自身の心身の健康や将来について主体的に考えられるよう普及啓発を図る。	子育て包括支援課	4

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
96	不妊や不育症に悩む男女を支援するため、不妊治療及び不育症に関する情報提供や保険適用外の検査・治療費の一部を助成します。	○不妊治療の保険適用外の検査及び治療を受けた夫婦に対し、不妊治療助成金を交付することで、経済的負担の軽減を図るとともに、治療に取り組むきっかけづくりとする。 ○不育症の保険適用外の検査及び治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。	○不妊治療助成申請件数　69件 ○不育症治療助成申請件数　6件	A	不妊や不育症の治療において保険適用外の検査及び治療を受けた人に対し、費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ることができた。	子育て包括支援課	
97	妊婦・産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査に係る費用の助成を行います。	○妊産婦健康診査と新生児聴覚検査、乳児健康診査を実施し、健康管理に関する意識を高め、妊産婦や子の保護者の経済負担の軽減を図る。	○妊娠届出時や転入時必要に応じて妊婦健診第1～17回、産婦健診第1,2回、新生児聴覚検査、乳児健診1か月の受診票を交付し助成を実施した。出生後には3～6か月児、9～11か月児健診の受診票を交付し助成を実施した。 ○里帰り先や契約医療機関以外での受診の場合の償還払いについて対応した。	A	健診費用の公費負担により、妊産婦や子の保護者の経済的負担の軽減を図り、適正な受診につなげた。償還払いの対象となる方が手続きをしていない場合には、受診状況や結果を把握するため、手続きについての周知や案内を続けていく。	子育て包括支援課	
98	各種教室の実施やボランティア等の活動支援を行うことにより、参加者だけでなくボランティア等自身の健康増進・生きがいとなることで、高齢者の介護予防・健康増進を図り元気な地域づくりを目指します。	○介護予防に資するボランティアの育成・支援を実施しボランティア等自身の健康増進・介護予防を推進する。	○介護予防サポーターの活動支援を実施した。 ①定例会6回、②ステップアップ講座3回、市の介護予防事業への協力86回、協力サポーター延人数266人 ○シルバーリハビリ体操指導士の会への活動支援を実施した。 ①シルバーリハビリ体操教室活動実績687回、参加指導士延人数3,036人、周知活動4回、参加指導士延人数39人 ②シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会　認定者16人、受講者18人	A	介護予防サポーター及びシルバーリハビリ体操指導士への活動支援を行い、ボランティア自身の健康増進・介護予防を推進することができた。また、シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を行い、新たに16名人の指導士が誕生した。	高齢介護課	

(6)防災分野における女性を含む多様な人々の視点を反映した体制づくり

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
99 R7意見	自治会や行政区、自主防災組織が行う防災訓練等において、女性を含む多様な人々の意見を聞く場を広げていきます。	○出前講座や地域防災勉強会など市民に対して防災啓発を行う際に、女性が積極的に防災活動に参加しやすい場を作る。	出前講座に加え、本年度は一般市民向けの地域防災勉強会を催し多くの女性が参加した。	A	発災時における女性視点の重要性への理解がすすみ防災に関する催しへの参加者のうち女性の比率が増加した。	消防防災課	
100 R7意見	災害時において男女によって異なるニーズに則した支援を円滑に実施するため、女性の意見が取り入れやすい、偏りのない体制の構築を推進します。	○避難所対応職員を、男女バランスよく配置し、災害時において性差等によるニーズの違いを反映できる体制を作る。	全体数として男女のバランスの取れた避難所対応職員数が確保できたが、一部避難所においては男性過多の避難所がある。	A	前年度に比較して避難所対応職員の女性の比率が増加した。男女のバランスよい配置を行い女性の意見が取り入れられる体制を作る。	消防防災課	2,5
101	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。	災害時等緊急時に自治組織へ情報提供・情報収集等を迅速かつ的確に行うために緊急連絡網の整備を促す。	自治会長・行政区長を対象に、古河市防災・防犯情報メールを導入し、災害への備え、防犯情報を迅速に受け取れるように対応。各地区ごとでも、緊急連絡網等を活用した伝達訓練を実施するよう促す。	A	9月3日に防災・防犯情報メールを活用した地区長副地区長を対象とした災害時における伝達訓練に39名が参加。今後は自治会長・行政区長を対象とした訓練を実施する必要がある。	市民協働課	

施策の方向2　国際社会への参画促進

(1)国際理解と国際交流の推進

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
102	国際友好交流都市との交流や在住外国人との交流会の開催を支援します。	市内在住、在勤の外国籍の人と市民のふれあいの場である国際交流会の開催を支援し、相互理解を深める。	中国三河市との交流再開に向け令和7年8月に担当者オンライン協議を実施した。また、古河市国際交流協会主催のウィンターフェスティバル開催を支援した。	A	イベント開催により、外国人と日本人との交流の場を提供し、相互理解を深めることができた。	企画課	

(2)国際化に対応できる人材の育成

事業番号	事業内容	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課	関連する指標項目番号
103	小中学校において、外国語指導助手(ALT)を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。	全小中学校において、外国語指導助手(ALT)を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するよう指導する。	児童生徒は、ALTと一緒に学習することを通して、英語の音声やリズム、海外の文化に親しんだ。発達段階に応じて、クリスマスやハロウィン等の文化や行事に関連する歌を歌ったり、説明を聞き取ったりした。	A	授業及びイングリッシュアドベンチャー等で効果的にALTを活用し、英語教育及び国際理解教育の充実のための取組を、全小中学校で実施することができた。	指導課	
104	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師養成講座の開催を支援します。	県国際交流交流協会主催の日本語ボランティア養成講座の開催を支援し、国際化に対応できる人材育成を推進する。	日本語ボランティア講師養成講座(オンライン)開催情報を市国際交流協会の会員へ広く周知した。	A	市国際交流協会会員が講座を受講し、国際化に対応できる人材育成を支援することができた。	企画課	
105	外国人通訳・翻訳ボランティア、災害時ボランティア登録制度などを導入し、外国人の社会参画の推進を図ります。	外国人支援サポーターの活動を充実させ、外国人が地域社会に参画できる環境づくりを推進する。	多文化共生出前講座の講師として外国人支援サポーターのよる講演を実施した。	A	外国人支援サポーターが出前講座の講師を務めることで活動を充実させることができた。なお、通訳や災害時等に地域で活躍できるボランティア制度の導入は引き続き検討する。	企画課	

古河市男女共同参画推進会議意見

●事業番号70　都市公園のユニバーサル化に向けた取り組みについて
　都市公園のユニバーサル化に向けた取り組みを評価する。今後の都市公園における新規開発や遊具の更新に際し、障害の有無や年齢に関係なく誰もが一緒に遊ぶことができる「インクルーシブ遊具」の導入が進められることを期待する。

●事業番号99　地域防災勉強会におけるジェンダー視点等の導入について
　地域防災勉強会において、困難を抱える人々への配慮やジェンダー視点に基づく避難所運営の実例を取り入れることが望まれる。多様な人々の視点が反映された、誰もが安心・安全に過ごすことのできる地域防災体制の構築に向けた、実践的な啓発の実施を期待する。

●事業番号100　災害時避難所運営体制及び職員配置等適正化について
　避難所対応職員の全体数において男女のバランスが確保された点は評価するが、一部の避難所で男性職員が過多となっている現状は改善すべき課題である。災害対応において女性の視点は不可欠であり、今後は個々の避難所においても、地域のニーズを反映できる男女バランスのとれた人員配置となることを求める。

【指標項目一覧（再掲載）】

基本目標Ⅰ　互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課	R7 評価
1	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	76.4%	→	→	→	→	調査予定		85%	人権推進課	ー
2	家庭生活において男女の地位が平等であると考える市民の割合	30.3%	→	→	→	→	調査予定		40%	人権推進課	ー
3	町内会や自治会等において男女の地位が平等であると考える市民の割合	27.0%	→	→	→	→	調査予定		35%	人権推進課	ー
4	社会通念や慣習において男女の地位が平等であると考える市民の割合	16.7%	→	→	→	→	調査予定		30%	人権推進課	ー
5	介護支援講座の開催回数及び参加人数	12回 221人	12回 261人	12回 227人					12回 240人	高齢介護課	改善
6	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	0講座 （開催なし）	3講座	4講座					3講座	社会教育施設課	達成
7	男女共同参画出前講座	2講座	3講座	1講座					5講座	人権推進課	低下
8	新規DV相談件数	36件	40件	29件					根絶を目指す	子育て包括支援課	改善

基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課	R7 評価
1	職場において男女の地位が平等であると考える市民の割合	32%	→	→	→	→	調査予定		40%	人権推進課	ー
2	待機児童の解消	0人	0人	0人					0人 （現状維持）	保育課	達成
3	休日保育実施保育所数	1カ所	2カ所	2カ所					2カ所	保育課	達成
4	事業所における男性の育児休業取得率	23.5%	→	→	→	→	調査予定		50%	人権推進課	ー
5	市役所の男性職員の育児休業取得率	33.3% （4/12人）	54.5% （12/22人）	64.3% （9/14人）					100%	職員課	改善

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課	R7 評価
6	市役所の男性職員の育児参加休暇取得率	75.0% (9/12人)	86.4% (19/22人)	71.4% (10/14人)					100%	職員課	低下
7	農業家族経営協定締結戸数	126戸	123戸	130戸					140戸	農政課	改善
8	創業支援セミナー等における女性の参加人数	11人	5人	17人					15人	商工観光課	達成
9	女性人材バンク登録人数	11人	11人	6人					15人	人権推進課	低下
10	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	28.4%	31%	31.3%					40%	人権推進課	改善
11	女性委員不在の審議会・委員会の数	2	3	2					0	人権推進課	変化なし
12	市民公募を行っている審議会・委員会の数	7	6	5					10	人権推進課	低下
13	市役所の管理職員のうち女性職員の割合	25.4% (53/209人)	25.7% (54/210人)	27.0% (57/211人)					30%	職員課	改善

基本目標Ⅲ　ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備

No	指標項目	現状値	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標値	担当課	R7 評価
1	自治会長・行政区長に占める女性の割合	4.9%	3.6%	4.9%					10%	市民協働課	変化なし
2	消防団員のうち女性の人数	8人	8人	9人					15人	消防防災課	改善
3	男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)登録団体・個人数	団体24 個人13	団体24 個人11	団体25 個人11					団体30 個人20	人権推進課	低下
4	妊娠11週までの妊娠の届出の割合	94.3%	95.0%	95.1%					95%	子育て包括支援課	達成
5	避難所担当職員における女性職員の割合40%達成箇所数	22箇所	20箇所	27箇所					全32 箇所	消防防災課	改善
6	日本語教室の受講者数	411人	649	671					650人	企画課	達成

■ 評価結果について

1 指標項目の評価結果

基本目標	項目数	評価項目数※	評価			
			目標達成	改善	変化なし	低下
Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成	8	4	1	2	0	1
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進	13	11	3	4	1	3
Ⅲ ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備	6	6	2	2	1	1
合計	27	21	6 （28.6%）	8 （38.1%）	2 （9.5%）	5 （23.8%）

※中長期的な視点で進捗状況を把握する項目については、令和 10 年度実施予定の「男女共同参画に関する意識調査」時に評価を行うこととしているため、本報告書では評価対象外としています。

2 事業内容の評価結果

基本目標	項目数	評価項目数※	評価			
			A （60～100%）	B （30～59%）	C （1～29%）	D （0%）
Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の醸成	35	45	45	0	0	0
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進	29	30	30	0	0	0
Ⅲ ダイバーシティ社会の実現に向けた環境の整備	41	44	44	0	0	0
合計	105	119	119 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）

※一つの事業を複数の担当部署が所管している場合、それぞれの部署が評価を行っているため、「評価事業数」は「事業数」よりも多くなっています。

令和8年度版　古河市男女共同参画年次報告書

（令和7年度「 第3次古河市男女共同参画プラン 」に係る実施状況）

発行　令和8年(2025年)10月

編集　古河市　市民部　人権推進課

〒306-0291　茨城県古河市下大野2248番地

℡0280-92-3111(代表)